

3. 施設の届出及び申請

工場・事業場において設置する施設が、2.において説明した「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」に該当する場合には、水濁法に基づいて、都道府県等に届出を提出する必要がある。

(参考) 届出対象施設判定フローチャート 参考資料2

なお本章では、A基準・B基準・C基準という用語を用いている。これは、構造等に関する基準とそれに対応する定期点検の方法を組み合わせた措置を指しており、それぞれ以下のとおりである。詳しくは、4.1(3)を参照のこと。

- ・ A基準：新設の施設を対象とした措置
- ・ B基準：既設の施設を対象とした措置
- ・ C基準：既設について改正水濁法の施行後3年間で適用できる措置

「改正水濁法」とは、平成23年6月22日に公布された水質汚濁防止法の一部を改正する法律(改正法)により改正された後の水質汚濁防止法を指す。

3.1 施設を新設する場合

届出が必要な事項は下表のとおり水濁法に定められている。

対象	有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出)	有害物質使用特定施設(下水道に排水の全量を排出等)、有害物質貯蔵指定施設
根拠	改正水濁法第5条第1項	改正水濁法第5条第3項
届出事項		
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
工場又は事業場の名称及び所在地		
種類		-
構造		
設備		
使用の方法		
汚水等の処理の方法		-
排出水の汚染状態及び量		-
その他環境省令で定める事項		

有害物質使用特定施設のうち、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者の設置する施設(水濁

法第5条第1項)又は汚水等を含む水を地下に浸透させる者が設置する施設(水濁法第5条第2項)以外の施設であり、例えば、雨水を含め排水の全量を下水道や水濁法施行令別表第1第74号に定める施設(共同処理施設)に排出する施設などが該当する。本マニュアルでは、これらをまとめて、「下水道に排水の全量を排出等」として記載している。

届出は改正水濁法施行規則(水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年3月27日環境省令第3号。)(以下「改正省令」という。))による改正後の水質汚濁防止法施行規則)様式第1により行う。届出の記載方法を参考資料3に示す。

「施設」には、施設本体、施設本体に付帯する配管等や排水溝等、施設設置場所の周囲の床面及びその周囲(防液堤等)が含まれる。これらを含めて、施設の設置時には都道府県等に届出を提出することが必要である。有害物質使用特定施設で公共用水域に水を排出する場合は改正水濁法第5条第1項に基づき、有害物質使用特定施設(下水道に排水の全量を排出等)及び有害物質貯蔵指定施設の場合は同法第5条第3項に基づいて提出することとなる。

上記の中で「その他環境省令で定める事項」として、改正水濁法第5条第1項に関しては、「排出水に係る用水及び排水の系統」を定めており、改正水濁法第5条第3項に関しては、有害物質使用特定施設については「施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」を、有害物質貯蔵指定施設については「施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を定めている。

「搬入及び搬出の系統」については、有害物質を扱う事業場内における有害物質貯蔵指定施設に貯蔵する有害物質の搬入及び搬出の系統であって、有害物質がどのような手段及びルートで搬入・搬出されているかは有益な情報であり、これらを把握することは事業者にとっても都道府県等にとっても重要である。(例えば、配管によるもののほか、車両や従業員の運搬による場合も想定される)

「都道府県等」について

水濁法第28条及び水濁法施行令第10条の規定により、政令で定める市(特別区を含む。以下「政令市」という。)の長は都道府県知事が行う事務の一部を行うことができるとしており、設置の届出等が該当する。このため、政令市が届出の事務を行っているときには、施設の設置場所が政令市の区域内の場合、都道府県ではなく、該当政令市に届出ることとなる。平成25年4月時点で、この政令市は全国で110市ある。(政令市の一覧を参考資料4に示す)

なお、地方自治法第252条の17の2において「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することとするこ

とができる。」と規定されており、これに基づき、条例において水濁法に基づく届出事務等の権限を市町村に移譲している場合がある。

他法令に基づく届出について

新しく施設を設置する場合、水濁法以外の法令に定められた届出義務に該当する場合もある。このような場合には、それぞれの法律によって定められている届出先へ個々に届出を行う必要がある。施設の使用までのプロセスにも違いがあるので注意が必要である。例として下水道法及び消防法を以下に挙げる。

下水道法

下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者が、当該工場又は事業場に特定施設（ ）を設置しようとするときには、市町村等の公共下水道管理者に、特定施設の種類、特定施設の構造、特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水の処理の方法等の事項を届け出なければならない。

また、当該施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、水濁法の届出も必要となる。

- ・水濁法 : 設置の届出 受理 設置 施設の使用
- ・下水道法 : 設置の届出 受理 設置 施設の使用

継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水濁法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設（下水道法第 11 条の 2 第 2 項）

消防法

消防法第 11 条第 1 項の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとするときには、市町村の消防本部等の許可を受けなければならない。

これらの施設が有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に該当する場合には、水濁法の届出も必要となる。

- ・水濁法 : 設置の届出 受理 設置 施設の使用
- ・消防法 : 設置の許可の申請 設置許可 設置
完成検査の申請 完成検査 完成検査済証交付 施設の使用

3.2 改正法施行時点で既に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の場合

現在既に稼働中である施設など、改正法の施行の時点(平成24年6月1日)で既に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出や基準の適用は以下のとおりである。

(1)改正法施行時に既に届け出ている場合(既設の有害物質使用特定施設)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則(以下「改正法附則」という。)第2条
第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水質汚濁防止法第5条第1項の規定によりされている届出は、この法律による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第5条第1項の規定によりされた届出とみなす。

既設の有害物質使用特定施設で、既に改正前の水濁法第5条第1項の届出をしている場合には、改正法附則第2条の規定により、改めて届け出る必要はない。この場合、改正水濁法第5条第1項の届出が既になされているとみなされることとなる。

(2)改正法の施行に伴い届出が必要な既設の施設

改正法附則第3条

第3条 この法律の施行の際現に工場若しくは事業場において新法第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設(略)を設置している者(新法第5条第1項又は第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)又は工場若しくは事業場において新法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設(略)を設置している者は、この法律の施行の日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を都道府県知事(略)に届け出なければならない。

改正省令附則第9条

第9条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による届出は、新規則様式第1の例による届出書を提出して行うものとする。

2 (略)

既設の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設で、改正法により新たに届出対象となった施設については、改正法施行日から30日以内(平成24年6月30日まで)に都道府県等への届出が義務付けられている。当該規定が適用される施設は以下の2種類である。

- ・有害物質貯蔵指定施設
- ・下水道に排水の全量を排出等している有害物質使用特定施設

なお、この場合には、改正水濁法第6条第1項による届出とみなされる。

(3) 構造等に関する基準の適用

改正法附則第4条

第4条 この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（新法第5条第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新法第8条第2項、第12条の4及び第13条の3の規定は、適用しない。

2 前項の規定に該当する者に対する新法第13条の3第2項の規定の適用については、同項中「第12条の4の基準の適用」とあるのは、「第12条の4の基準の適用（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の日から起算して3年を経過することにより同条の規定が適用されることとなつた場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

構造等に関する基準は、改正法附則第4条の規定に基づき、法の施行後3年間（平成27年5月31日まで）は、適用されない。当該期間は、定期点検のみが義務付けられている（C基準の規定による点検、又は、A基準若しくはB基準に規定する構造等に関する基準に適合する施設は各基準の規定による点検）。

3.3 改正法の施行日以降に施設の構造等を変更する場合

改正法の施行日（平成24年6月1日）以降に、施設の構造、設備や使用の方法等を変更する場合には、次のようなケースが考えられる。

- ・ 施設の用途変更： 既設の施設を有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に用途変更する場合
- ・ 施設の仕様等変更： 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の仕様や使用方法を変更し、構造、設備等の届出事項に変更が生じる場合

(1) 施設の用途変更

既設の施設を有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に用途変更する場合

水濁法の届出対象外の既設の施設の場合

- ・ 届出対象外であった既設の施設を、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定

施設に用途変更することは、改正水濁法第5条第1項又は第3項の「設置しようとするとき」に該当し、新設の施設の届出（同法第5条）と同様の手続きを行う。届出は改正水濁法施行規則様式第1により行う。

- ・ 構造等に関する基準は、新設の施設を対象としたA基準が適用される。

水濁法に基づく既設の特定施設の場合

- ・ 特定施設（有害物質使用特定施設ではないものに限る。）の用途変更によりその種類を変更し有害物質使用特定施設とする場合には、水濁法第5条第1項に基づく有害物質使用特定施設の設置の届出及び水濁法第10条に基づく特定施設の使用の廃止の届出が必要となる。また、種類の変更を伴わないで有害物質使用特定施設に用途変更する場合には水濁法第7条に基づき変更届出を行う。届出は改正水濁法施行規則様式第1により行う（廃止については、様式第6）。
- ・ 構造等に関する基準は、新たに有害物質使用特定施設と位置づけられることから、A基準が適用される。

なお、改正法施行の時点では有害物質使用特定施設に該当しないため、改正法附則第4条の規定は適用されず、C基準の適用がない点に注意する必要がある。

(2)施設の仕様等変更

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の仕様や使用方法を変更し、構造、設備等の届出事項に変更が生じる場合

有害物質使用特定施設（下水道に排水の全量を排出等）又は有害物質貯蔵指定施設の構造や設備の変更の場合

- ・ 改正法附則第3条に基づいて既に届出を行った施設（改正法施行時点で既設の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設）において、仕様や使用方法を変更し、構造、設備等の届出事項に変更が生じる場合には、水濁法第7条に基づき変更の届出が必要となる。届出は改正水濁法施行規則様式第1を用いて行う。
- ・ 構造等に関する基準は、改正法の施行後に、施設の構造又は設備の一部を変更する場合には、当該変更部分について、原則として、A基準が適用される（B基準に適合するための変更についてはB基準）。その場合、C基準の適用がない点に注意する必要がある。

なお、変更されない部分については、引き続きB基準の適用が可能である。また、その場合で、改正法の施行時点で既に設置されている場合には、施行後3年間（平成27年5月31日まで）は、改正法附則第4条に基づき、構造等に関する基準は適用されず、C基準の適用も可能である（3.2参照）。

法施行時に法第5条第1項に基づき届出済みの有害物質使用特定施設の変更

- 水濁法第5条第1項に基づいて既に届出済みの施設は改正水濁法第5条第1項の規定により届出されたものとみなされるが(改正法附則第2条)、当該施設の仕様や使用方法を変更し、施設の構造、設備等の届出事項に変更が生じる場合には、と同様、水濁法第7条に基づき変更の届出が必要となる。
- 届出は改正水濁法施行規則様式第1を用いて行う。
- 構造等に関する基準は、上記 に準ずる。

施設の使用の休止について

施設の使用の休止とは、再度施設を使用することが予定されていて、一定期間の使用を行わないことである。再度の使用の予定はなく、廃止もしくは用途変更し有害物質の使用を行わない場合には、「3.5 施設の使用を廃止する場合」に該当する。

使用を休止することは、届出事項のうち施設の「使用の方法」の変更に該当すると考えられることから、水濁法第7条に基づく届出が必要となる(改正水濁法施行規則様式第1を用いる)。施設を休止している間の定期点検については、各施設本体・設備に適用される定期点検の期間を超えて休止する場合には、その間に定められた定期点検の実施義務の規定が適用されないことはやむをえない。

3.4 新たに有害物質が追加されたことによって既設の施設が有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に該当することになった場合

- 新たに有害物質が追加されたことによって既設の施設が有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に該当することになった場合には、改正水濁法第6条第1項に基づき、有害物質が追加された日から30日以内に届出を行うことが必要である(有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排水を排出し、又は、特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。)。届出は改正水濁法施行規則様式第1を用いて行う。

具体的には、以下のような届出事項について届出が必要となる。

- 有害物質使用特定施設(公共用水域への排出がある場合)については、同法第5条第1項に定める事項
 - 有害物質使用特定施設(下水道に排水の全量を排出等)及び有害物質貯蔵指定施設については、同法第5条第3項に定める事項
- なお、これらの施設については、新規の届出が必要となる。

- 構造等に関する基準は、新たな規制措置への対応となることを踏まえ、A基準又

はB基準が適用される。

- ・ なお、構造等に関する基準の適用の際に（有害物質の追加のための水濁法施行令の一部を改正する政令の施行時に）、現に施設が設置されている場合には、同法第13条の3第2項の規定により、都道府県知事による改善命令等は、原則として、構造等に関する基準の適用の日から6ヶ月間は適用されない。
- ・ 水濁法に基づく有害物質の追加に際しては、一般に、環境省に設置された中央環境審議会において、水質環境基準の追加に関する審議がなされた上で、当該環境基準の達成に必要とされる排水規制や構造等規制の適用に関して、物質の有害性、環境中の存在状況や発生源の状況、公害防止のための諸施策等を総合的に勘案した審議がなされる。これらの結果を踏まえ、有害物質の追加が適当と判断された場合には、水濁法施行令の改正がなされ、一定の周知期間を設けるなど、新たに規制が課されることを考慮した上で、施行（有害物質の追加）がなされることとなる。
有害物質の追加により新たに対象施設となった場合にも十分な余裕をもって対処できるよう、これらの審議の段階から有害物質の追加の動向について十分に注視しておくことが重要である。

3.5 施設の使用を廃止する場合

有害物質使用特定施設等の使用を廃止するとは、以下のような場合が考えられる。

- ・ 除外： 既設の有害物質使用特定施設等で有害物質の使用等を取りやめ、構造規制等の対象とならなくなる場合
- ・ 廃止： 既設の有害物質使用特定施設等を廃止する場合
- ・ 「施設の使用を廃止したとき」とは、施設の使用を永久に停止（廃止の場合）したときその他、用途変更によりその種類を変更（除外の場合）したときを含む。このため、上記の2つのケースは、施設のその後の使用に違いはあるが、水濁法上の廃止の届出に違いはない。この廃止の届出については、水濁法第10条に基づき、施設の使用を廃した日から30日以内に都道府県等に届け出なければならない。なお、「除外」の場合に、依然として特定施設には該当する場合には、水濁法第7条に基づく変更届出となる。
- ・ 廃止の届出は、改正水濁法施行規則様式第6を用いて行う。